

谷戸地域コミュニティ再生提案事業 募集要領

谷戸地域のコミュニティの再生及び活性化を目的として、空き家を活用した地域交流拠点を創出する取り組みを募集します。

この募集要領は、谷戸地域のコミュニティ再生提案の補助金の対象事業を選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

1 募集概要

(1) 募集の内容

空き家を活用した地域コミュニティ活性化の提案企画（以下「提案企画」という。）を募集します。応募のあった提案企画の中から選考で1点を選び、取り組みに必要な費用の3/4、100万円を上限に助成します。（※補助名称:谷戸地域コミュニティ再生提案補助金（以下「本補助金」という。））

(2) スケジュール

内容	期日等
募集要領等の公開	令和3年6月28日(月)～
質問・相談の受付	令和3年7月5日(月)～8月13日(金)17時
主な質問に対する回答の公開	令和3年8月16日(月)までに順次公開
提案企画書等の受付	令和3年8月23日(月)～9月3日(金)17時
プレゼンテーション実施	令和3年9月24日(金)
選考結果の通知	令和3年10月上旬

(3) 応募資格

次のいずれも満たす個人、団体または法人を対象とします。

- ①継続的に提案企画を実施していく意思があること
- ②政治活動及び宗教活動を目的としないものであること
- ③市税を滞納していないこと
- ④横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員に該当していないこと

(4) 対象の物件について

提案企画で活用する空き家は、次に挙げる要件をいずれも満たす物件とします。

- ①別表1または別表2に該当する、いずれかの谷戸地域のコミュニティ活性化に資するエリアに立地する戸建て住宅または店舗であること。
- ②申請者が、提案企画の実施にあたって、人が居住していない住宅または店舗を取得もしくは借り受けたものであること。
- ③本補助金の交付の対象となる改修等に、現に着手していないこと。
- ④本補助金以外に、国や他の地方公共団体から同一の内容の補助を受けていないこと。
- ⑤用途地域の基準等、各種法令等を遵守すること。

(5) 補助対象経費について

補助の対象となる経費は、次に掲げるもののうち、市内事業者へ委託した経費、または市内事業者から購入した経費とします。ただし、市内事業者に取り扱いが無い場合については、市外事業者への委託経費等も対象とします。

- ①空き家の改修設計・工事費
- ②空き家の改修における材料費
- ③備品等の購入・設置費
- ④敷地内の剪定伐採や除草に要する費用
- ⑤その他市長が適当と認めるもの

(6) 提案企画について

令和3年度内に提案企画に着手し、事業報告書を提出していただきます。また、提案企画の第1回目を実施してから1年経過後の翌月末までに、1年間の取り組み実績のわかる報告書を提出していただきます。なお、報告書の提出がない場合または1年間以上継続した取り組みの実施がない場合は、交付した本補助金について、全額返還請求をします。

(7) 担当課（関係書類の提出先及び問い合わせ先）

本業務に係る事務は、次の担当課が行います。

横須賀市 都市部まちなみ景観課 企画担当

住 所 : 〒238-8550 横須賀市小川町11番地（市役所分館3階）

T E L : 046 (822) 9855

F A X : 046 (826) 0420

Eメール : sumai-katsuyou@city.yokosuka.kanagawa.jp

担 当 : 遠藤、岡田

2 質問の受付・回答

(1) 質問・相談の受付

下記の期間、募集に関する質問・相談を受け付けます。FAXまたはEメールで上記担当課までお問い合わせください。

・質問・相談期間

令和3年7月5日(月)～8月13日(金)17時まで

(2) 質問・回答内容の公開

募集に関する主な質問とその回答内容については、質問者名を伏せてホームページで公開します。

(3) 留意事項

- ①質問・相談の受付期間終了後の質問・相談は理由の如何を問わず、受け付けません。
- ②質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。
- ③質問や回答を公表することで、質問者等の不利益となる場合は、ホームページで公開しません。

3 応募方法

空き家を活用した地域コミュニティ活性化の提案企画書等を下記により提出してください。

(1) 受付期間（企画提出期間）

令和3年8月23日(月)～9月3日(金)17時（土・日・祝日を除く）

(2) 提案企画書等の提出

①提出部数

5部（企画申請書（様式1）を表紙として1部に添付すること。）

②提出書類

- ・企画申請書（1部）
- ・提案企画書
- ・補助対象経費の内訳（見込額）
- ・企画実施後の収支計画書

③提出方法

持参又は郵送（令和3年9月3日当日消印有効）

④提出先

担当課（都市部まちなみ景観課）

※郵送の場合は、1（7）の住所あてにお願いします。

(3) 留意事項

- ①ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- ②受付期間終了後に申請書類の訂正・変更はできません。
- ③受付時に申請書類に不備があった場合は、受付できないことがあります。
- ④事前に相談があった場合でも、提出期限までに提案企画書が提出されない場合は、応募されたものとはなりません。
- ⑤受付期間終了後、正当な理由なく参加を辞退した場合は、次年度以降の本事業への参加をお断りする場合がございます。

4 選考について

選考は、提出いただいた提案企画書に基づき、プレゼンテーションにより審査します。審査は、本市の職員が公正かつ厳正に行います。

(1) 日時・場所・実施方法

- ①日時 令和3年9月24日(金)
- ②場所 横須賀市役所
- ③実施方法
 - ・プレゼンテーションは3名以内で行ってください。
 - ・プレゼンテーションは非公開とし、ご提出いただいた提案企画書をもとに説明していただきます。その際、提案企画書の補足説明資料の配付は可能としますが、提案企画書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配付はできません。
 - ・実施日時等の詳細は、令和3年9月10日(金)までに企画申請書(様式1)に記載されたメールアドレス宛にEメールで通知します。
 - ・実施時間については、1提案者につき30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)を予定しています。
 - ・指定した開始時間に遅れた場合、参加を辞退したものとします。
なお、交通事情など、やむを得ない事由により遅れる場合は、開始時間までに担当課へ電話連絡をしてください。遅延証明等、その事由を証明する書面の提出により、開始時間を変更します。
 - ・質疑応答終了後の回答内容の変更は不可とします。

(2) 選考基準

以下の基準において、総合的に判断します。また、各項目の評価を(10・7・5・2・0)の5段階で審査します。なお、50点×審査員数を満点とし、合計が最高点の提案企画を選定します。ただし、合計点が満点の50%に満たない場合は、選定しません。

①企画の内容

- ②収支計画等を踏まえた実現性
- ③企画の継続性
- ④谷戸地域への効果
- ⑤地域のニーズとの適合性

(3) 選考結果の通知

①通知内容

選定または選定外の結果（全参加者に対して）

②通知方法

Eメール（企画申請書に記載されたメールアドレス宛）

【参考】選考後の流れ（選定者のみ）

- ・ 補助金等交付申請書の提出（選定者→市）
補助対象となる家屋改修等の着手前に、助成対象経費の見積書等の写し、空き家を取得または借り受けたことわかる書類の写しを添付して申請書を提出してください。
↓
- ・ 家屋の改修工事等開始（選定者）
↓
- ・ 実績報告書の提出（選定者→市）
 - ・ 提出期限：令和4年3月31日又は第1回目の企画実施日から30日後のいずれか早い日
 - ・ 提出書類：
 - ・ 実績報告書
 - ・ 助成対象経費の領収書等の写し
 - ・ 改修等の実施写真
 - ・ 企画に着手又は実施したことわかる資料
 - ・ 請求書(対象経費の3/4、上限100万円を助成するため)
↓
- ・ 本補助金の支払い（市→選定者）
↓
- ・ 継続状況の報告（選定者→市）
第1回目の企画実施日から1年後の翌月末日までに、1年間の取り組み報告書を提出してください。
※報告がない場合や1年間継続した取り組みがない場合には本補助金を全額返還していただきます。